

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの」

平成21年10月

会計検査院

会計検査院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムは、電子申請件数の全申請件数に占める割合が全体では低い状況にあることから、システムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、会計検査院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしたところである。

本報告書は、引き続き検査を実施した結果、電子申請等関係システムの利用状況について内閣官房等11府省等の長に意見を表示したことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

なお、本報告事項については、会計検査院が今後作成することとなる「平成20年度決算検査報告」において、「意見を表示し又は処置を要求した事項」としてそれぞれ掲記されるものである。

平成21年10月

会計検査院

目次

1	電子申請等関係システムの概要	1
	(1) 電子申請等関係システムの整備・運用	1
	(2) 電子申請等関係システムに関する施策	2
2	本院の検査結果	3
	(検査の観点、着眼点、対象及び方法)	3
	(検査の結果)	4
	(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況	4
	(2) 電子申請が可能となった手続の利用状況	9
	(3) オンライン申請1件当たりの経費	11
	(4) システム停止等の状況	12
	(改善を必要とする事態)	13
	(発生原因)	13
3	本院が表示した意見	13
別紙1		
	電子申請等関係システムの利用状況について(内閣官房)	17
別紙2		
	内閣府本府における電子申請等関係システムの利用状況について(内閣府本府)	31
別紙3		
	電子申請等関係システムの利用状況について(公正取引委員会)	37
別紙4		
	電子申請等関係システムの利用状況について(警察庁)	43
別紙5		
	電子申請等関係システムの利用状況について(総務省)	49
別紙6		
	電子申請等関係システムの利用状況について(財務省)	57
別紙7		
	電子申請等関係システムの利用状況について(国税庁)	65

別紙8

電子申請等関係システムの利用状況について（厚生労働省）・・・・・・・・・・ 71

別紙9

電子申請等関係システムの利用状況について（農林水産省）・・・・・・・・・・ 79

別紙10

電子申請等関係システムの利用状況について（経済産業省）・・・・・・・・・・ 85

別紙11

電子申請等関係システムの利用状況について（国土交通省）・・・・・・・・・・ 93

利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣官房、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務本省、財務本省、国税庁、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない10府省等の12電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	118億7519万円（背景金額）（平成17年度～20年度）

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 電子申請等関係システムに関する施策

IT戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画を毎年度策定するとともに、必要に応じて行政の情報化を推進するための施策等を策定するなどしており、近年における電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するための主な施策は、以下のとおりとなっている。

ア IT新改革戦略

IT戦略本部が18年1月に策定した「IT新改革戦略」の施策において、申請等における「オンライン利用率」を22年度までに50%以上とすることを目標とし、また、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている一方で国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないなどの状況を踏まえ、利用者の視点に立って添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止等を図るなどとしている。

イ オンライン利用促進のための行動計画

各府省等は、上記のIT新改革戦略を受け、18年3月に、オンライン利用促進のため、年間申請件数10万件以上の手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い登記、国税、社会保険等の手続をオンライン利用促進対象手続（18年3月時点で175手続。19年3月の改定により165手続）として、「オンライン利用促進のための行動計画」を定めており、これにより原則として添付書類を省略すること、電子署名を簡略化すること、システムを改修することなどの取組を進めることとしている。

ウ オンライン利用拡大行動計画

IT戦略本部は、20年9月に、IT新改革戦略に掲げた目標を達成するとともに、オンライン利用を飛躍的に拡大させていく必要があるなどとして、「オンライン利用拡大行動計画」を策定している。この計画によると、オンライン化された申請等の手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する見込みのある手続を「重点手続」（71手続）とし、重点手続全体で25年度末に「オンライン利用率」72%以上の実現を目指している。

また、同計画の実行に当たっては、オンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調であるなどの手続についてはシステムの停止も含めて見直しを図るなどとしている。そして、内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調で、今

後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲をIT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、システム停止の是非について結論を得るものとしている。また、停止すべきシステムの範囲は、内閣官房及び総務省において必要に応じて毎年見直していくこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

また、20年10月に、国土交通大臣等に対し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示している。

本院は、検査要請に基づいて実施した前記の18年の検査から3年が経過し、この間、前記1のようにIT戦略本部がオンライン利用拡大行動計画を策定していることなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で各府省等において運用している電子申請等関係システム65システムのうち、前記の自動車保有関係手続のワンストップサービス等を除いた49システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、^(注1)17府省等において、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査を行った。

(注1) 17府省等 内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、最高裁判所

(検査の結果)

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

各府省等が運用している上記49システムの17年度から20年度までの間の整備・運用(注2)等に係る経費は、表1のとおり計1080億3064万余円となっている。

(注2) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

府省等名	システム数	平成17年度	18年度	19年度	20年度	合計
人事院	2 システム	6,456,975	9,268,350	7,609,350	10,833,900	34,168,575
内閣府本府	3 システム	89,901,588	169,684,788	114,254,238	386,144,511	759,985,125
公正取引委員会	1 システム	22,184,818	14,561,085	43,835,267	58,158,995	138,740,165
警察庁	1 システム	25,867,800	93,940,492	67,425,037	39,324,600	226,557,929
金融庁	2 システム	1,362,861,363	2,272,697,553	1,807,532,089	993,735,491	6,436,826,496
総務省	4 システム	1,369,902,436	1,890,534,489	1,632,899,493	1,499,427,951	6,392,764,369
法務省	2 システム	317,923,812	295,224,835	1,399,108,916	1,819,406,133	3,831,663,696
外務省	1 システム	28,750,838	68,707,979	28,589,577	147,566,298	273,614,692
財務省	5 システム	7,340,802,302	6,926,235,625	6,120,330,948	6,567,817,598	26,955,186,473
国税庁	2 システム	8,144,979,729	8,623,502,486	8,956,731,093	9,639,151,787	35,364,365,095
文部科学省	1 システム	46,507,366	29,461,530	44,426,707	21,668,562	142,064,165
厚生労働省	5 システム	1,723,121,772	1,764,008,322	1,566,397,058	1,523,118,924	6,576,646,076
農林水産省	3 システム	454,593,964	394,394,475	944,028,283	732,464,260	2,525,480,982
水産庁	1 システム	293,000,000	233,734,000	216,597,000	206,518,000	949,849,000
経済産業省	5 システム	983,938,266	883,559,941	864,508,123	731,915,465	3,463,921,795
特許庁	2 システム	1,564,385,426	1,579,006,453	963,182,203	1,099,489,594	5,206,063,676
国土交通省	5 システム	1,593,333,985	1,155,043,582	952,841,600	1,824,895,213	5,526,114,380
海上保安庁	1 システム	97,522,242	71,886,150	74,877,600	68,441,400	312,727,392
環境省	1 システム	105,040,088	169,731,873	92,404,185	96,599,657	463,775,803
最高裁判所	2 システム	627,463,734	549,767,612	574,838,240	698,056,844	2,450,126,430
20 府省等	49 システム	26,198,538,504	27,194,951,620	26,472,417,007	28,164,735,183	108,030,642,314

(注) 厚生労働省の5システムのうち、介護福祉士養成施設等事業報告システムは、独立行政法人福祉医療機構が運用しており、システムの整備・運用等に係る経費は、厚生労働省から同機構に交付される運営費交付金の一部であるため、厚生労働省の金額から除外している。

そして、これら49システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受

けられた。

ア 電子申請率の推移

各府省等が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率の推移は全体で見ると、表2のとおり、17年度8.1%、18年度19.8%、19年度26.0%、20年度34.0%となっていて、毎年度向上してきているものの、^(注3)内閣府本府等10府省等が運用している汎用受付等システム等の12システムは、電子申請率が10%以下と低迷していて、このうち7システムは、20年度における電子申請率が1%以下と著しく低迷している。そして、これら12システムの電子申請件数についてみると、表3のとおり、20年度における年間の電子申請件数が100件以下のシステムが6システム見受けられた。

(注3) 10府省等 内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、
国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

表2 電子申請率

(単位：%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人事院	インターネットによる受験申込みシステム	17.6	15.0	11.0	17.0
	国家公務員経験者採用管理システム	-	64.1	100	100
内閣府本府	汎用受付等システム	0.4	0.2	0.4	0.4
	公益認定等総合情報システム	-	-	-	93.0
	適格消費者団体専用電子掲示板システム	-	-	82.8	79.3
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	0.2	0.2	1.3	0.8
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	51.1	71.9	82.2	85.6
	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム	76.7	82.9	99.3	99.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	0.5	0.4	0.2	0.3
	総務省電波利用電子申請・届出システム	11.6	18.0	25.7	32.5
	政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)	-	-	-	把握不可
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	0	0	0	0.0
法務省	総合的な受付・通知システム	11.3	15.2	23.3	46.7
	乗員上陸許可支援システム	24.3	31.4	34.0	37.5
外務省	在留届電子届出システム	22.5	24.3	30.9	28.9
財務省	財務省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	未集計	94.2	95.9	95.5
	税関手続申請システム(CuPES)	未集計	11.2	12.6	17.2
	法人企業統計調査等ネットワークシステム	14.6	16.7	18.6	20.0
	国庫事務電算化システム	100	100	99.8	99.9
国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	0.4	4.6	21.5	32.9
	国税庁電子開示請求システム	7.2	0.1	0.0	0.0
文部科学省	電子調査票収集システム	52.5	64.5	75.1	90.2
厚生労働省	厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム	0.0	5.6	14.9	13.3
	労働保険適用徴収システム	0.0	0.4	0.7	1.0
	毎月勤労統計調査オンラインシステム	18.8	20.0	20.5	21.3
	看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム	100	100	100	100
	介護福祉士養成施設等事業報告システム	100	100	100	100
農林水産省	農林水産省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	植物検疫検査手続電算処理システム	84.1	85.0	85.5	86.2
	動物検疫検査手続電算処理システム	86.8	88.5	89.6	87.8
水産庁	漁獲管理情報処理システム	98.0	97.8	98.5	98.1

(単位：%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	9.2	8.1	8.3	8.2
	企業活動基本調査オンラインシステム	15.1	20.1	19.2	19.6
	新世代統計システム	27.2	30.7	31.6	32.7
	工業標準策定システム	99.5	99.3	98.2	96.9
特許庁	弁理士試験願書請求受付システム	55.2	56.0	57.4	61.7
	電子出願関連事務処理システム	90.2	91.1	92.3	91.5
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	0.8	1.0	1.2	1.3
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	-	18.9	27.5	30.5
	特殊車両通行許可オンライン申請システム	8.7	19.5	27.7	37.1
	道路占用許可電子申請システム	32.3	15.4	37.2	61.4
	宅建業電子申請システム	-	-	1.4	12.6
海上保安庁	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	23.4	27.3	30.9	34.3
環境省	環境省電子申請・届出システム	0.3	19.3	23.4	34.5
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム	把握不可	把握不可	把握不可	把握不可
	督促手続オンラインシステム	-	25.2	32.0	38.9
検査対象システムは20府省で計49システム		8.1	19.8	26.0	34.0

注(1) 総務省の政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)及び最高裁判所の最高裁判所汎用受付等システムは、全申請件数等が把握できないシステムとなっている。

注(2) 財務省の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)及び税関手続申請システム(CuPES)の申請件数等は、平成17年度においてはシステム別に集計されていない。

注(3) 電子申請率「0」は、電子申請が全くないため「0」としている。また、電子申請率「0.0」は、小数点第2位以下を切り捨てている。

注(4) 「-」は未稼働である。

表3 電子申請率が低迷している12システム

上段：全申請件数
 中段：電子申請件数
 下段：電子申請率
 (単位：件、%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
内閣府本府	汎用受付等システム	4,194	7,211	6,717	7,177
		17	19	30	32
		0.4	0.2	0.4	0.4
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	65,956	62,280	98,690	59,141
		7,030	4,958	6,936	1,996
		10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	2,023	1,934	1,995	1,984
		6	5	26	16
		0.2	0.2	1.3	0.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	254,279	219,085	188,154	195,843
		1,474	894	476	688
		0.5	0.4	0.2	0.3
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	6,321	6,048	6,210	6,354
		0	0	0	2
0	0	0	0.0		
財務省	財務省電子申請システム	73,877	67,311	63,569	69,758
		69	48	55	61
		0.0	0.0	0.0	0.0
国税庁	国税庁電子開示請求システム	81,140	145,228	140,974	134,410
		5,920	275	50	61
		7.2	0.1	0.0	0.0
厚生労働省	労働保険適用徴収システム	5,181,433	5,220,165	5,256,518	4,943,257
		3,779	21,032	40,146	54,282
		0.0	0.4	0.7	1.0
農林水産省	農林水産省電子申請システム	161,995	156,436	182,865	145,865
		22	28	20	39
		0.0	0.0	0.0	0.0
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	671,851	601,960	571,563	580,231
		8,033	10,455	10,220	11,030
		1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	48,510	53,182	57,634	52,888
		4,464	4,319	4,835	4,348
9.2	8.1	8.3	8.2		
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	2,059,200	2,036,209	1,961,997	2,043,143
		18,403	20,752	25,040	26,726
		0.8	1.0	1.2	1.3

(注) 手順によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

上記の10府省等は、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムについてその向上を図るため、申請窓口を総務省が運用する電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合して申請者の利便性向上を図ったり、ホームページ等において電子申請の利用についての広報、普及を行ったりなどしているものの、郵送等による申請が可能で電子申請することのメリットが少ないこと、電子申請だけでは手続が完結せず別途に添付書類が必要な場合があることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

(2) 電子申請が可能となった手続の利用状況

前記18年の検査において、オンライン化によって電子申請が可能となった手続について、16年度における各手続の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が50件以下となっていて申請そのものが極めて少ない手続が全体の72.8%となっていた。そこで、18年の検査と同様に、19年度において電子申請が可能な47システムの12,425手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が0件のものが6,370手続（構成比51.2%）、1件以上50件以下のものが3,055手続（同24.5%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が9,425手続（同75.8%）と相当数を占めており、16年度と比べ電子申請が可能な手続の利用状況に大きな変化はない状況となっている。

表4 手続の全申請件数の分布状況(16、19年度)

(単位：手続、%)

	区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
		0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上		
平成16年度	手続数	7,054	3,309	495	1,061	545	255	149	1,357	14,225
		10,363								
平成16年度	構成比	49.5	23.2	3.4	7.4	3.8	1.7	1.0	9.5	100
		72.8								
注(2) 19年度	手続数	6,370	3,055	508	1,133	559	261	147	392	12,425
		9,425								
注(2) 19年度	構成比	51.2	24.5	4.0	9.1	4.4	2.1	1.1	3.1	100
		75.8								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 平成19年度の計数は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計したものである。このうち手続数については、各システムの処理可能な手続数と把握方法が異なる場合がある。

また、電子申請率が10%以下と低迷している前記12システムを運用している10府省等それぞれの電子申請等関係システムの電子申請件数について、手続ごとの内訳を調査したところ、表5のとおり、電子申請件数が最も多い手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が50%超となっているものが7省等あり、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が80%超となっているものが9府省等あるという状況となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表5 電子申請件数の状況

(単位:件、%)

府省等名	電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続		電子申請件数の多い上位3手続		その他の手続	
		電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
	a	b	c = b/a × 100	d	e = d/a × 100	f	g = f/a × 100
内閣府本府	160	66	41.2	135	84.3	25	15.6
公正取引委員会	1,996	1,383	69.2	1,993	99.8	3	0.1
警察庁	16	3	18.7	7	43.7	9	56.2
総務省	134,589	71,796	53.3	128,447	95.4	6,142	4.5
財務省	37,615,739	17,669,707	46.9	34,626,383	92.0	2,989,356	7.9
国税庁	9,454,526	5,076,492	53.6	9,189,400	97.1	265,126	2.8
厚生労働省	22,897,215	22,653,001	98.9	22,733,060	99.2	164,155	0.7
農林水産省	459,100	240,414	52.3	443,150	96.5	15,950	3.4
経済産業省	176,692	101,589	57.4	152,142	86.1	24,550	13.8
国土交通省	448,785	264,536	58.9	389,011	86.6	59,774	13.3

注(1) 総務省、財務省、国税庁及び厚生労働省は平成19年度、その他の府省等は20年度を集計している。
 注(2) 複数の手続が1件の申請等によって行われている場合は、手続ごとの申請件数が把握できないため、1手続による申請等として集計している。
 注(3) 本表における電子申請件数は、電子的な申請等があった件数から、国以外への申請、申請取下げなどを除いた件数である。

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(3) オンライン申請1件当たりの経費

電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費(注4)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用

経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型 に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型 及び類型 を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している前記12システムの19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は、表6のとおり、3,883円から3,571,159円となっていて、これらシステムの電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

- (注4) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。
- (注5) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

表6 オンライン申請1件当たりの経費（電子政府評価委員会平成20年度報告書）

（単位：円 / 件）

府省等名	システム名	類型	申請1件当たりの経費	備考
内閣府本府	汎用受付等システム		3,571,159	
公正取引委員会	オンライン共通受付システム		3,883	
警察庁	電子申請・届出システム		9,357	
総務省	総務省電子申請・届出システム		253,834	
総務省	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム		-	
財務省	財務省電子申請システム		332,272	
国税庁	国税庁電子開示請求システム		581,620	
厚生労働省	労働保険適用徴収システム		50,089	
農林水産省	農林水産省電子申請システム		(487,275) 295,536	19年度運用経費は保証期間で「0」のため、20年度経費を参考値として()内に記入している。
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム		13,664	
経済産業省	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)		64,500	
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム		27,292	

(注) 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムについては、電子申請が1件もなかったことなどから算出されていない。

(4) システム停止等の状況

前記のとおり、オンライン利用拡大行動計画では、システム停止の是非についても

検討することとされているが、これを受けて文部科学省オンライン申請システム及び防衛省申請届出等システムが20年度中に停止している。これらのシステムは、いずれも内閣官房及び総務省が電子政府評価委員会に報告し、同委員会による評価を受けた上で、利用実績が極めて低いこと、電子申請1件当たりの費用が高額となっていること、対象としている手続の性格上利用促進が見込まれないことなどを理由として、運用を停止したものである。

しかし、電子申請等関係システムを停止する基準については、オンライン利用拡大行動計画において「今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して」とされているだけで、電子申請率あるいはオンライン申請1件当たりの経費等の明確な指標がなく、また、停止に至るまでの手順等も明確になっていない。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムが10府省等で12システム(17年度から20年度における整備・運用等に係る経費118億7519万余円)見受けられ、これらの中には、電子申請率が1%以下と著しく低迷しているシステムが7システムあるなど、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け、各府省等において原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、10府省等において電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによるほか、内閣官房においてシステムを停止等させる際の基準となる指標や停止等に至るまでの手順等を明確にしていないことなどによると認められる。

3 本院が表示した意見

政府は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、内閣官房において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していて今後とも改善の見込みがなく、電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果の発

現が十分見込めないシステムについては、システムの停止等の抜本的な措置を執ることができるよう、当該措置を執る際の基準として電子申請率やオンライン申請1件当たりの経費等の指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を適時適切に行うよう内閣総理大臣に対して意見を表示した。

また、10府省等において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るようそれぞれの長に対して意見を表示した。

その本文は、別紙1から11のとおりである。

上記の意見を表示した事態を10府省等別に示すと、次のとおりである。

府省庁名	システム名	効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費（17年度～20年度）
(1) 内閣府本府	汎用受付等システム	4億0867万円
(2) 公正取引委員会	オンライン共通受付システム	1億3874万円
(3) 警察庁	電子申請・届出システム	2億2655万円
(4) 総務省	総務省電子申請・届出システム	5億4278万円
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	12億0460万円
(5) 財務省	財務省電子申請システム	9億6387万円
(6) 国税庁	国税庁電子開示請求システム	1億0789万円
(7) 厚生労働省	労働保険適用徴収システム	47億3702万円
(8) 農林水産省	農林水産省電子申請システム	3億5207万円
(9) 経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	4億7477万円
	貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）	9億7224万円
(10) 国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	17億4596万円
計		118億7519万円

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 内閣総理大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 電子申請等関係システムに関する施策

IT戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画を毎年度策定するとともに、必要に応じて行政の情報化を推進するための施策等を策定するなどしており、近年における電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するための主な施策は、以下のとおりとなっている。

ア IT新改革戦略

IT戦略本部が18年1月に策定した「IT新改革戦略」の施策において、申請等における「オンライン利用率」を22年度までに50%以上とすることを目標とし、また、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている一方で国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないなどの状況を踏まえ、利用者の視点に立って添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止等を図るなど

としている。

イ オンライン利用促進のための行動計画

各府省等は、上記のIT新改革戦略を受け、18年3月に、オンライン利用促進のため、年間申請件数10万件以上の手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い登記、国税、社会保険等の手続をオンライン利用促進対象手続（18年3月時点で175手続。19年3月の改定により165手続）として、「オンライン利用促進のための行動計画」を定めており、これにより原則として添付書類を省略すること、電子署名を簡略化すること、システムを改修することなどの取組を進めることとしている。

ウ オンライン利用拡大行動計画

IT戦略本部は、20年9月に、IT新改革戦略に掲げた目標を達成するとともに、オンライン利用を飛躍的に拡大させていく必要があるなどとして、「オンライン利用拡大行動計画」を策定している。この計画によると、オンライン化された申請等の手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する見込みのある手続を「重点手続」（71手続）とし、重点手続全体で25年度末に「オンライン利用率」72%以上の実現を目指すとしている。

また、同計画の実行に当たっては、オンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調であるなどの手続についてはシステムの停止も含めて見直しを図るなどとしている。そして、貴内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調で、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲をIT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、システム停止の是非について結論を得るものとしている。また、停止すべきシステムの範囲は、貴内閣官房及び総務省において必要に応じて毎年見直していくこととしている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子

申請件数と書面による申請件数の計)で除した率(以下「電子申請率」という。)が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

また、20年10月に、国土交通大臣等に対し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示している。

本院は、検査要請に基づいて実施した前記の18年の検査から3年が経過し、この間、前記1のようにIT戦略本部がオンライン利用拡大行動計画を策定していることなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で各府省等において運用している電子申請等関係システム65システムのうち、前記の自動車保有関係手続のワンストップサービス等を除いた49システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、^(注1)17府省等において、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査を行った。

(注1) 17府省等 内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、最高裁判所

(検査の結果)

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

各府省等が運用している上記49システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費は、^(注2)表1のとおり計1080億3064万余円となっている。

(注2) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

府省等名	システム数	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
人事院	2 システム	6,456,975	9,268,350	7,609,350	10,833,900	34,168,575
内閣府本府	3 システム	89,901,588	169,684,788	114,254,238	386,144,511	759,985,125
公正取引委員会	1 システム	22,184,818	14,561,085	43,835,267	58,158,995	138,740,165
警察庁	1 システム	25,867,800	93,940,492	67,425,037	39,324,600	226,557,929
金融庁	2 システム	1,362,861,363	2,272,697,553	1,807,532,089	993,735,491	6,436,826,496
総務省	4 システム	1,369,902,436	1,890,534,489	1,632,899,493	1,499,427,951	6,392,764,369
法務省	2 システム	317,923,812	295,224,835	1,399,108,916	1,819,406,133	3,831,663,696
外務省	1 システム	28,750,838	68,707,979	28,589,577	147,566,298	273,614,692
財務省	5 システム	7,340,802,302	6,926,235,625	6,120,330,948	6,567,817,598	26,955,186,473
国税庁	2 システム	8,144,979,729	8,623,502,486	8,956,731,093	9,639,151,787	35,364,365,095
文部科学省	1 システム	46,507,366	29,461,530	44,426,707	21,668,562	142,064,165
厚生労働省	5 システム	1,723,121,772	1,764,008,322	1,566,397,058	1,523,118,924	6,576,646,076
農林水産省	3 システム	454,593,964	394,394,475	944,028,283	732,464,260	2,525,480,982
水産庁	1 システム	293,000,000	233,734,000	216,597,000	206,518,000	949,849,000
経済産業省	5 システム	983,938,266	883,559,941	864,508,123	731,915,465	3,463,921,795
特許庁	2 システム	1,564,385,426	1,579,006,453	963,182,203	1,099,489,594	5,206,063,676
国土交通省	5 システム	1,593,333,985	1,155,043,582	952,841,600	1,824,895,213	5,526,114,380
海上保安庁	1 システム	97,522,242	71,886,150	74,877,600	68,441,400	312,727,392
環境省	1 システム	105,040,088	169,731,873	92,404,185	96,599,657	463,775,803
最高裁判所	2 システム	627,463,734	549,767,612	574,838,240	698,056,844	2,450,126,430
20 府省等	49 システム	26,198,538,504	27,194,951,620	26,472,417,007	28,164,735,183	108,030,642,314

(注) 厚生労働省の5システムのうち、介護福祉士養成施設等事業報告システムは、独立行政法人福祉医療機構が運用しており、システムの整備・運用等に係る経費は、厚生労働省から同機構に交付される運営費交付金の一部であるため、厚生労働省の金額から除外している。

そして、これら49システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

各府省等が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率の推移は全体で見ると、表2のとおり、17年度8.1%、18年度19.8%、19年度26.0%、20年度34.0%となっていて、毎年度向上してきているものの、^(注3)内閣府本府等10府省等が運用している汎用受付等システム等の12システムは、電子申請率が10%以下と低迷していて、このうち7システムは、20年度における電子申請率が1%以下と著しく低迷している。そして、これら12システムの電子申請件数についてみると、表3のとおり、20年度における年間の電子申請件数が100件以下のシス

テムが6システム見受けられた。

(注3) 10府省等 内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、
国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

表2 電子申請率

(単位：%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人事院	インターネットによる受験申込みシステム	17.6	15.0	11.0	17.0
	国家公務員経験者採用管理システム	-	64.1	100	100
内閣府本府	汎用受付等システム	0.4	0.2	0.4	0.4
	公益認定等総合情報システム	-	-	-	93.0
	適格消費者団体専用電子掲示板システム	-	-	82.8	79.3
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	0.2	0.2	1.3	0.8
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	51.1	71.9	82.2	85.6
	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム	76.7	82.9	99.3	99.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	0.5	0.4	0.2	0.3
	総務省電波利用電子申請・届出システム	11.6	18.0	25.7	32.5
	政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)	-	-	-	把握不可
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	0	0	0	0.0
法務省	総合的な受付・通知システム	11.3	15.2	23.3	46.7
	乗員上陸許可支援システム	24.3	31.4	34.0	37.5
外務省	在留届電子届出システム	22.5	24.3	30.9	28.9
財務省	財務省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	未集計	94.2	95.9	95.5
	税関手続申請システム(CuPES)	未集計	11.2	12.6	17.2
	法人企業統計調査等ネットワークシステム	14.6	16.7	18.6	20.0
	国庫事務電算化システム	100	100	99.8	99.9
国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	0.4	4.6	21.5	32.9
	国税庁電子開示請求システム	7.2	0.1	0.0	0.0
文部科学省	電子調査票収集システム	52.5	64.5	75.1	90.2
厚生労働省	厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム	0.0	5.6	14.9	13.3
	労働保険適用徴収システム	0.0	0.4	0.7	1.0
	毎月勤労統計調査オンラインシステム	18.8	20.0	20.5	21.3
	看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム	100	100	100	100
	介護福祉士養成施設等事業報告システム	100	100	100	100
農林水産省	農林水産省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	植物検疫検査手続電算処理システム	84.1	85.0	85.5	86.2
	動物検疫検査手続電算処理システム	86.8	88.5	89.6	87.8
水産庁	漁獲管理情報処理システム	98.0	97.8	98.5	98.1

(単位：%)

府省等名	システム名	17年度	18年度	19年度	20年度
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	9.2	8.1	8.3	8.2
	企業活動基本調査オンラインシステム	15.1	20.1	19.2	19.6
	新世代統計システム	27.2	30.7	31.6	32.7
	工業標準策定システム	99.5	99.3	98.2	96.9
特許庁	弁理士試験願書請求受付システム	55.2	56.0	57.4	61.7
	電子出願関連事務処理システム	90.2	91.1	92.3	91.5
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	0.8	1.0	1.2	1.3
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	-	18.9	27.5	30.5
	特殊車両通行許可オンライン申請システム	8.7	19.5	27.7	37.1
	道路占用許可電子申請システム	32.3	15.4	37.2	61.4
	宅建業電子申請システム	-	-	1.4	12.6
海上保安庁	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	23.4	27.3	30.9	34.3
環境省	環境省電子申請・届出システム	0.3	19.3	23.4	34.5
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム	把握不可	把握不可	把握不可	把握不可
	督促手続オンラインシステム	-	25.2	32.0	38.9
検査対象システムは20府省で計49システム		8.1	19.8	26.0	34.0

注(1) 総務省の政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)及び最高裁判所の最高裁判所汎用受付等システムは、全申請件数等が把握できないシステムとなっている。

注(2) 財務省の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)及び税関手続申請システム(CuPES)の申請件数等は、17年度においてはシステム別に集計されていない。

注(3) 電子申請率「0」は、電子申請が全くないため「0」としている。また、電子申請率「0.0」は、小数点第2位以下を切り捨てている。

注(4) 「-」は未稼働である。

表3 電子申請率が低迷している12システム

上段：全申請件数
 中段：電子申請件数
 下段：電子申請率
 (単位：件、%)

府省等名	システム名	17年度	18年度	19年度	20年度
内閣府本府	汎用受付等システム	4,194	7,211	6,717	7,177
		17	19	30	32
		0.4	0.2	0.4	0.4
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	65,956	62,280	98,690	59,141
		7,030	4,958	6,936	1,996
		10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	2,023	1,934	1,995	1,984
		6	5	26	16
		0.2	0.2	1.3	0.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	254,279	219,085	188,154	195,843
		1,474	894	476	688
		0.5	0.4	0.2	0.3
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	6,321	6,048	6,210	6,354
		0	0	0	2
0	0	0	0.0		
財務省	財務省電子申請システム	73,877	67,311	63,569	69,758
		69	48	55	61
		0.0	0.0	0.0	0.0
国税庁	国税庁電子開示請求システム	81,140	145,228	140,974	134,410
		5,920	275	50	61
		7.2	0.1	0.0	0.0
厚生労働省	労働保険適用徴収システム	5,181,433	5,220,165	5,256,518	4,943,257
		3,779	21,032	40,146	54,282
		0.0	0.4	0.7	1.0
農林水産省	農林水産省電子申請システム	161,995	156,436	182,865	145,865
		22	28	20	39
		0.0	0.0	0.0	0.0
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	671,851	601,960	571,563	580,231
		8,033	10,455	10,220	11,030
		1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	48,510	53,182	57,634	52,888
		4,464	4,319	4,835	4,348
9.2	8.1	8.3	8.2		
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	2,059,200	2,036,209	1,961,997	2,043,143
		18,403	20,752	25,040	26,726
		0.8	1.0	1.2	1.3

(注) 手順によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

上記の10府省等は、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムについてその向上を図るため、申請窓口を総務省が運用する電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合して申請者の利便性向上を図ったり、ホームページ等において電子申請の利用についての広報、普及を行ったりなどしているものの、郵送等による申請が可能で電子申請することのメリットが少ないこと、電子申請だけでは手続きが完結せず別途に添付書類が必要な場合があることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

(2) 電子申請が可能となった手続きの利用状況

前記18年の検査において、オンライン化によって電子申請が可能となった手続きについて、16年度における各手続きの全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が50件以下となっていて申請そのものが極めて少ない手続きが全体の72.8%となっていた。そこで、18年の検査と同様に、19年度において電子申請が可能な47システムの12,425手続きについて、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が0件のものが6,370手続き（構成比51.2%）、1件以上50件以下のものが3,055手続き（同24.5%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続きが9,425手続き（同75.8%）と相当数を占めており、16年度と比べ電子申請が可能な手続きの利用状況に大きな変化はない状況となっている。

表4 手続の全申請件数の分布状況(16、19年度)

(単位：手続、%)

	区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
		0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上		
16年度	手続数	7,054	3,309	495	1,061	545	255	149	1,357	14,225
		10,363								
	構成比	49.5	23.2	3.4	7.4	3.8	1.7	1.0	9.5	100
		72.8								
注(2) 19年度	手続数	6,370	3,055	508	1,133	559	261	147	392	12,425
		9,425								
	構成比	51.2	24.5	4.0	9.1	4.4	2.1	1.1	3.1	100
		75.8								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 19年度の計数は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計したものである。このうち手続数については、各システムの処理可能な手続数と把握方法が異なる場合がある。

また、電子申請率が10%以下と低迷している前記12システムを運用している10府省等それぞれの電子申請等関係システムの電子申請件数について、手続ごとの内訳を調査したところ、表5のとおり、電子申請件数が最も多い手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が50%超となっているものが7省等あり、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が80%超となっているものが9府省等あるという状況となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表5 電子申請件数の状況

(単位:件、%)

府省等名	電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続		電子申請件数の多い上位3手続		その他の手続	
		電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
	a	b	c = b/a × 100	d	e = d/a × 100	f	g = f/a × 100
内閣府本府	160	66	41.2	135	84.3	25	15.6
公正取引委員会	1,996	1,383	69.2	1,993	99.8	3	0.1
警察庁	16	3	18.7	7	43.7	9	56.2
総務省	134,589	71,796	53.3	128,447	95.4	6,142	4.5
財務省	37,615,739	17,669,707	46.9	34,626,383	92.0	2,989,356	7.9
国税庁	9,454,526	5,076,492	53.6	9,189,400	97.1	265,126	2.8
厚生労働省	22,897,215	22,653,001	98.9	22,733,060	99.2	164,155	0.7
農林水産省	459,100	240,414	52.3	443,150	96.5	15,950	3.4
経済産業省	176,692	101,589	57.4	152,142	86.1	24,550	13.8
国土交通省	448,785	264,536	58.9	389,011	86.6	59,774	13.3

注(1) 総務省、財務省、国税庁及び厚生労働省は19年度、その他の府省等は20年度を集計している。

注(2) 複数の手続が1件の申請等によって行われている場合は、手続ごとの申請件数が把握できないため、1手続による申請等として集計している。

注(3) 本表における電子申請件数は、電子的な申請等があった件数から、国以外への申請、申請取下げなどを除いた件数である。

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(3) オンライン申請1件当たりの経費

電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注4)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除するなどしたオン

(注5)
 ライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型 に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型 及び類型 を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している前記12システムの19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は、表6のとおり、3,883円から3,571,159円となっていて、これらシステムの電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発揮されないこととなると認められる。

- (注4) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。
- (注5) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

表6 オンライン申請1件当たりの経費（電子政府評価委員会平成20年度報告書）

（単位：円 / 件）

府省等名	システム名	類型	申請1件当たりの経費	備考
内閣府本府	汎用受付等システム		3,571,159	
公正取引委員会	オンライン共通受付システム		3,883	
警察庁	電子申請・届出システム		9,357	
総務省	総務省電子申請・届出システム		253,834	
総務省	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム		-	
財務省	財務省電子申請システム		332,272	
国税庁	国税庁電子開示請求システム		581,620	
厚生労働省	労働保険適用徴収システム		50,089	
農林水産省	農林水産省電子申請システム		(487,275) 295,536	19年度運用経費は保証期間で「0」のため、20年度経費を参考値として()内に記入している。
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム		13,664	
経済産業省	貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）		64,500	
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム		27,292	

（注）政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムについては、電子申請が1件もなかったことなどから算出されていない。

(4) システム停止等の状況

前記のとおり、オンライン利用拡大行動計画では、システム停止の是非についても検討することとされているが、これを受けて文部科学省オンライン申請システム及び

防衛省申請届出等システムが20年度中に停止している。これらのシステムは、いずれも貴内閣官房及び総務省が電子政府評価委員会に報告し、同委員会による評価を受けた上で、利用実績が極めて低いこと、電子申請1件当たりの費用が高額となっていること、対象としている手続の性格上利用促進が見込まれないことなどを理由として、運用を停止したものである。

しかし、電子申請等関係システムを停止する基準については、オンライン利用拡大行動計画において「今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して」とされているだけで、電子申請率あるいはオンライン申請1件当たりの経費等の明確な指標がなく、また、停止に至るまでの手順等も明確になっていない。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムが10府省等で12システム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費118億7519万余円)見受けられ、これらの中には、電子申請率が1%以下と著しく低迷しているシステムが7システムあるなど、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け、各府省等において原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、10府省等において電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによるほか、貴内閣官房においてシステムを停止等させる際の基準となる指標や停止等に至るまでの手順等を明確にしていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

政府は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴内閣官房において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していて今後とも改善の見込みがなく、電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果の発現が十分見込めないシステムについては、システムの停止等の抜本的な措置を執るこ

とができるよう、当該措置を執る際の基準として電子申請率やオンライン申請1件当たりの経費等の指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を適時適切に行うよう意見を表示する。

内閣府本府における電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 内閣総理大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴府本府における電子申請等関係システムの概要

貴府本府が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 汎用受付等システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、特定非営利活動法人の事業報告書等の提出等の103手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、19年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

イ 公益認定等総合情報システム

このシステムは、公益認定制度等における申請書・届出書等の電子化やこれらの

書類の入力業務の自動化等を実現するために20年度から運用しているもので、同年度末における処理可能な手続は、公益認定の申請等の3手続となっている。

ウ 適格消費者団体専用電子掲示板システム

このシステムは、消費者契約法（平成12年法律第61号）に基づき、適格消費者団体が不特定かつ多数の消費者の利益のために行使する差止請求等を行った場合の報告等を電子的に行うために19年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、差止請求権行使に係る主要な行為についての内閣総理大臣への報告等の2手続となっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴府本府が運用している前記3システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴府本府が運用している前記3システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費は、表1のとおり計7億5998万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
汎用受付等システム	89,901,588	169,684,788	83,562,738	65,521,194	408,670,308
公益認定等総合情報システム	-	-	21,693,000	316,129,317	337,822,317
適格消費者団体専用電子掲示板システム	-	-	8,998,500	4,494,000	13,492,500
内閣府本府合計	89,901,588	169,684,788	114,254,238	386,144,511	759,985,125

そして、これら3システムの利用状況等进行检查したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴府本府が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、公益認定等総合情報システム及び適格消費者団体専用電子掲示板システムでは電子申請率がいずれも70%以上と比較的高率となっているものの、汎用受付等システムでは電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、また、年間の電子申請件数も100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位：件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
汎用受付等システム	4,194	17	0.4	7,211	19	0.2	6,717	30	0.4	7,177	32	0.4
公益認定等総合情報システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	130	121	93.0
適格消費者団体専用電子掲示板システム	-	-	-	-	-	-	35	29	82.8	87	69	79.3
内閣府本府合計	4,194	17	0.4	7,211	19	0.2	6,752	59	0.8	7,394	222	3.0

貴府本府は、汎用受付等システムの電子申請率の向上を図るため、申請窓口を電

子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合したり、一部手続の認証方法を変更したり、ホームページ等を通じて電子申請の利用を周知したりするなどの措置を講じているものの、郵送等による申請が可能で電子申請することのメリットが少ないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴府本府の前記3システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全99手続中、全申請件数が0件のものが59手続（構成比59.5%）、1件以上50件以下のものが19手続（同19.1%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が78手続（同78.7%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上		
注(2) 手続数	59	19	4	11	2	-	-	4	99
	78								
構成比	59.5	19.1	4.0	11.1	2.0	-	-	4.0	100
	78.7								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計したものである。このうち手続数については、各システムの処理可能な手続数と把握方法が異なる場合がある。

（注2）

また、3システムの20年度における電子申請件数計160件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記99手続のうち、電子申請があったものは8手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、適格消費者団体専用電子掲示板システムの「差止請求権行使に係る主要な行為についての内閣総理大臣への報告」の66件で、全体の41.2%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数135件が全体の電子申請件数に占める割合は84.3%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、％）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「適格消費者団体専用電子掲示板システム」の「差止請求権行使に係る主要な行為についての内閣総理大臣への報告」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他5手続	
	電子申請件数 a	左の占める割合 c=b/a×100	電子申請件数 d	左の占める割合 e=d/a×100	電子申請件数 f	左の占める割合 g=f/a×100
160	66	41.2	135	84.3	25	15.6

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

（注2） 電子申請件数計160件 表2の電子申請件数合計222件から、国以外への申請、申請取下げなどを除いた件数である。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注3)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム（類型）、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム（類型）及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム（類型）の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除する^(注4)などしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している汎用受付等システムは、類型に

分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は3,571,159円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注3) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注4) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が100件以下となっているシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費4億0867万余円)が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴府本府において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴府本府は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴府本府において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 公正取引委員会委員長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴委員会における電子申請等関係システムの概要

貴委員会が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、「オンライン共通受付システム」で、このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、親事業者及び下請事業者に対する定期調査等の30手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、20年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。

そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴委員会が運用しているオンライン共通受付システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴委員会が運用しているオンライン共通受付システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費は、表1のとおり計1億3874万余円となっている。

（注1） 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

（単位：円）

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
オンライン共通受付システム	22,184,818	14,561,085	43,835,267	58,158,995	138,740,165

そして、このシステムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けら

れた。

ア 電子申請率の推移

貴委員会が整備・運用しているオンライン共通受付システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、18年度以降10%以下と低迷している。

表2 電子申請率

(単位:件 %)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率
オンライン共通受付システム	65,956	7,030	10.6	62,280	4,958	7.9	98,680	6,936	7.0	59,141	1,996	3.3

貴委員会は、オンライン共通受付システムの電子申請率の向上を図るため、規則、通達の改正等によって変更手続の簡素化を図ったり、添付書類の省略・廃止等の措置を講じたり、電子申請の広報等に取り組んだりしているものの、申請者に対する積極的なインセンティブの付与が難しいこと、申請者にとってのメリットが少ないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となったオンライン共通受付システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全30手続中、全申請件数が0件のものが5手続（構成比16.6%）、1件以上50件以下のものが13手続（同43.3%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が18手続（同60.0%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

（単位：手続、％）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	
(注) 手続数	5	13	5	3	2	2	-	30
	18							
構成比	16.6	43.3	16.6	10.0	6.6	6.6	-	100
	60.0							

(注) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、オンライン共通受付システムの20年度における電子申請件数計1,996件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記30手続のうち、電子申請があったものは6手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、「不当景品類及び不当表示防止法違反等に係る申告」の1,383件で、全体の69.2%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数1,993件が全体の電子申請件数に占める割合は99.8%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、％）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （不当景品類及び不当表示防止法違反等に係る申告）		電子申請件数の多い上位3手続		その他3手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	$c = b/a \times 100$	d	$e = d/a \times 100$	f	$g = f/a \times 100$
1,996	1,383	69.2	1,993	99.8	3	0.1

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省

等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数^(注3)で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷しているオンライン共通受付システムは、類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は3,883円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費1億3874万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷していて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴委員会において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴委員会は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴委員会において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 警察庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴庁における電子申請等関係システムの概要

貴庁が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、「電子申請・届出システム」で、このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、遊技機の認定及び型式の検定等の175手続となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全

体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴庁が運用している電子申請・届出システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴庁が運用している電子申請・届出システムの17年度から20年度までの整備・運用(注1)等に係る経費は、表1のとおり計2億2655万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
電子申請・届出システム	25,867,800	93,940,492	67,425,037	39,324,600	226,557,929

そして、このシステムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴庁が整備・運用している電子申請・届出システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、10%以下と低迷していて、19年度以外は1%以下と著しく低迷しており、また、年間の電子申請件数も100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位:件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうちの電子申請件数	電子申請率
電子申請・届出システム	2,023	6	0.2	1,934	5	0.2	1,995	26	1.3	1,984	16	0.8

貴庁は、電子申請・届出システムの電子申請率の向上を図るため、所管の公益法人に対するオンライン利用促進に係る説明会を実施したり、オンライン手続に要する画面遷移数を削減して利便性の向上を図るなどの措置を講じているものの、利用者が申請を繰り返す手続が少ないこと、電子申請の手続が煩雑であること、申請者にとってのメリットが少ないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった電子申請・届出システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全175手続中、全申請件数が0件のものが115手続（構成比65.7%）、1件以上50件以下のものが50手続（同28.5%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が165手続（同94.2%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

(単位:手続、%)

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	
(注) 手続数	115	50	3	7	-	-	-	175
構成比	65.7	28.5	1.7	4.0	-	-	-	100
	94.2							

(注) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、20年度における電子申請件数計16件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記175手続のうち、電子申請があったものは10手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、「行政文書の開示請求」の3件で、全体の18.7%を占めている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、％）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （行政文書の開示請求）		電子申請件数の多い上位3手続		その他7手続	
	電子申請件数	左の占める割合 c=b/a×100	電子申請件数	左の占める割合 e=d/a×100	電子申請件数	左の占める割合 g=f/a×100
a	b		d		f	
16	3	18.7	7	43.7	9	56.2

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等
(注2)
 関係システムの整備経費・運用経費やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム（類型 ）、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム（類型 ）及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム（類型 ）の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等
(注3)
 件数で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型 に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型 及び類型 を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している電子申請・届出システムは、類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は9,357円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費2億2655万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷していて、19年度以外は1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が100件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴庁は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

ついでには、貴庁において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システム

このシステムは、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う政府のポータルサイトとして、「行政機関が共有する情報システムの整備及び管理に関すること」（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第12号）を所掌する貴省が18年度から運用しているもので、21年5月末現在で申請可能な手続は、約13,000手続となっている。

イ 総務省電子申請・届出システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うため

に14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、無線従事者の免許の申請等の810手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、18年度に、申請者の利便向上を図るため貴省が運用している上記電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

ウ 総務省電波利用電子申請・届出システム

このシステムは、電波を利用する無線設備等を備えた無線局の免許申請等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、無線局の開設申請等の147手続となっている。

エ 政府統計共同利用システム（政府統計オンライン調査総合窓口）

このシステムは、各府省で開発・運用されていた統計情報システムを集約した政府統計共同利用システムを構成するサブシステムの一つとして、調査票の配布・回収等をインターネット経由で電子的に行うために20年度から運用しているもので、同年度末における処理可能な手続には、科学技術研究調査等がある。

オ 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム

このシステムは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等に基づく各種届出書類や収支報告書等の提出に関する手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために16年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、政治団体設立の届出等の7手続となっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記5システムのうち、各府省等に対する窓口サービスの提供を行う電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムを除いた4システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

（1）電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記4システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る（注1）経費は、表1のとおり計63億9276万余円となっている。

（注1） 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

（単位：円）

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
総務省電子申請・届出システム	222,222,000	110,462,000	85,533,766	124,563,600	542,781,366
総務省電波利用電子申請・届出システム	653,205,437	746,555,239	586,068,421	347,061,611	2,332,890,708
政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)	132,014,999	751,697,250	675,697,306	753,082,000	2,312,491,555
政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	362,460,000	281,820,000	285,600,000	274,720,740	1,204,600,740
総務省合計	1,369,902,436	1,890,534,489	1,632,899,493	1,499,427,951	6,392,764,369

そして、これら4システムのうち、各府省等の電子申請の利用状況をシステム上運用管理機関において把握する仕組みがないため申請件数が把握できない政府統計共同利用

システム（政府統計オンライン調査総合窓口）を除いた3システムの利用状況等を調査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、総務省電波利用電子申請・届出システムでは電子申請率が向上しているものの、総務省電子申請・届出システム及び政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムでは電子申請率がいずれも1%以下と著しく低迷しており、また、政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムでは年間の電子申請件数も100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位:件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
総務省電子申請・届出システム	254,279	1,474	0.5	219,085	894	0.4	188,154	476	0.2	195,843	688	0.3
総務省電波利用電子申請・届出システム	423,292	49,303	11.6	403,030	72,922	18.0	520,011	134,113	25.7	497,344	161,750	32.5
政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	6,321	0	0	6,048	0	0	6,210	0	0	6,354	2	0.0
総務省合計	683,892	50,777	7.4	628,163	73,816	11.7	714,375	134,589	18.8	699,541	162,440	23.2

(注) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

貴省は、総務省電子申請・届出システムの電子申請率の向上を図るため、ホームページやリーフレットなどを通じた広報、普及活動等を行っているものの、申請に際して必要な住民基本台帳カード等の普及が進んでいないこと、郵送等による申請が可能であること、申請者のメリットが少ないこと、対象としている手続の過半数を占める恩給関係の申請等における申請者が高齢であり電子申請の利用促進が実態として難しい状況にあることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

また、政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムについては、郵送等による申請が可能であること、電子申請によるインセンティブを与えることができないこと、関係する自治体の準備が整っていないことなどから電子申請率が低迷しているとしている。なお、貴省は、国会議員関係政治団体について、電子申請の努力義務を課す内容の法律が成立したことも踏まえ、業務・システムの最適化計画を策定し、22年1月までに新たなシステムを構築するなどして電子申請の利用を促進

することとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記3システムの手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全940手続中、全申請件数が0件のものが468手続（構成比49.7%）、1件以上50件以下のものが246手続（同26.1%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が714手続（同75.9%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（19年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上		
注(2) 手続数	468	246	45	108	27	11	2	33	940
	714								
構成比	49.7	26.1	4.7	11.4	2.8	1.1	0.2	3.5	100
	75.9								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、3システムの19年度における電子申請件数計134,589件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記940手続のうち、電子申請があったものは49手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、総務省電波利用電子申請・届出システムの「無線設備変更工事等の許可又は届出」の71,796件で、全体の53.3%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数128,447件が全体の電子申請件数に占める割合は95.4%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（19年度）

（単位：件、％）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「総務省電波利用電子申請・届出システム」の「無線設備変更工事等の許可又は届出」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他46手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	c=b/a×100	d	e=d/a×100	f	g=f/a×100
134,589	71,796	53.3	128,447	95.4	6,142	4.5

（注）複数の手続が1件の申請等によって行われている場合は、手続ごとの申請件数が把握できないため、1手続による申請等として集計している。

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム（類型）、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム（類型）及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム（類型）の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数^(注3)で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している総務省電子申請・届出システム及び政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムは、類型及び類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は、総務省電子申請・届出システムが253,834円となっており、政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムは電子申請が1件もなかったことなどから算出されていない。そして、これらシステムの電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

- (注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。
- (注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しているシステムが2システム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費計17億4738万余円)見受けられ、このうち1システムは年間の電子申請件数が100件以下となっており、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの

停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 財務省電子申請システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、製造たばこの小売販売業の許可申請等の224手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、18年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

イ 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）

このシステムは、航空貨物の輸入に関する手続をオンラインで行うために昭和53

年から運用を開始し、その後、航空貨物及び海上貨物の輸入手続についての利用も可能とし、平成14年度からは、申請者がインターネットを經由した電子的な申請等を行うことを可能としたもので、20年度末における処理可能な手続は、輸入の許可等の29手続となっている。

ウ 税関手続申請システム（CuPES）

このシステムは、原則として上記輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の対象手続以外の税関手続について、申請者がインターネットを經由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請等の262手続となっている。なお、このシステムは、21年度に、上記輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に統合する予定となっている。

エ 法人企業統計調査等ネットワークシステム

このシステムは、法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査について、申請者がインターネットを經由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、統計調査票のオンライン提出に係る3手続となっている。

オ 国庫事務電算化システム

このシステムは、交付税及び譲与税配付金特別会計等における入札による借入金等の事務手続について、申請者がインターネットを經由した電子的な申請等を行うために13年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、入札参加者に対する発行条件の通知等の3手続となっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の

向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記5システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記5システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る(注1)経費は、表1のとおり計269億5518万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
財務省電子申請システム	398,774,323	171,095,272	200,981,062	193,022,273	963,872,930
輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	5,246,599,500	5,186,345,990	4,674,392,166	5,107,185,871	20,214,523,527
税関手続申請システム(CuPES)	1,426,272,403	1,278,258,063	694,975,128	622,389,855	4,021,895,449
法人企業統計調査等ネットワークシステム	196,761,807	161,720,759	445,485,422	540,809,552	1,344,777,540
国庫事務電算化システム	72,394,269	128,815,541	104,497,170	104,410,047	410,117,027
財務省合計	7,340,802,302	6,926,235,625	6,120,330,948	6,567,817,598	26,955,186,473

そして、これら5システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）及び国庫事務電算化システムでは電子申請率がいずれも90%以上と高率となっており、また、税関手続申請システム（CuPES）及び法人企業統計調査等ネットワークシステムでは電子申請率が向上しているものの、財務省電子申請システムでは電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、また、年間の電子申請件数も100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位：件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
財務省電子申請システム	73,877	69	0.0	67,311	48	0.0	63,569	55	0.0	69,758	61	0.0
輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	未集計	未集計	未集計	55,352,960	52,161,832	94.2	39,036,582	37,449,094	95.9	36,131,756	34,541,186	95.5
税関手続申請システム(CuPES)	未集計	未集計	未集計	1,025,022	115,422	11.2	1,043,104	131,604	12.6	923,714	159,438	17.2
法人企業統計調査等ネットワークシステム	151,478	22,124	14.6	149,733	25,063	16.7	147,080	27,370	18.6	157,093	31,501	20.0
国庫事務電算化システム	7,473	7,473	100	7,975	7,975	100	7,627	7,616	99.8	7,645	7,640	99.9
財務省合計	232,828	29,666	12.7	56,603,001	52,310,340	92.4	40,297,962	37,615,739	93.3	37,289,966	34,739,826	93.1

注(1) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

注(2) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）及び税関手続申請システム（CuPES）の申請件数等は、17年度においてはシステム別に集計されていない。

貴省は、財務省電子申請システムの電子申請率の向上を図るため、申請件数のほとんどを占めるたばこ小売販売業関係の申請等について、窓口でのリーフレットの配布等申請者に対する周知等に取り組んでいるものの、添付書類の別送が必要であるなど電子申請だけでは手続が完結しないことや、反復、継続性のない手続が多いため申請者側における電子申請のメリットが少ないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記5システムの手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全535手続中、全申請件数が0件のものが273手続（構成比51.0%）、1件以上50件以下

のものが118手続（同22.0%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が391手続（同73.0%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（19年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	
(注) 手続数	273	118	15	38	53	22	16	535
	391							
構成比	51.0	22.0	2.8	7.1	9.9	4.1	2.9	100
	73.0							

（注）行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、5システムの19年度における電子申請件数計37,615,739件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記535手続のうち、電子申請があったものは87手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）及び税関手続申請システム（CuPES）の「輸入の許可（輸入許可前貨物引取の承認を含む）」の17,669,707件で、全体の46.9%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数34,626,383件が全体の電子申請件数に占める割合は92.0%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（19年度）

（単位：件、%）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」の「輸入の許可（輸入許可前貨物引取の承認を含む）」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他84手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	c=b/a×100	d	e=d/a×100	f	g=f/a×100
37,615,739	17,669,707	46.9	34,626,383	92.0	2,989,356	7.9

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が

相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数^(注3)で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している財務省電子申請システムは、類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は332,272円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず

ず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が100件以下となっているシステム（17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費9億6387万余円）が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 国税庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴庁における電子申請等関係システムの概要

貴庁が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

このシステムは、国税の申告、納税等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために16年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、国税申告等の888手続となっている。

イ 国税庁電子開示請求システム

このシステムは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために18年度から運用しているもので、20年度末における処理

可能な手続は、保有個人情報の開示請求等の6手続となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数(電子申請件数と書面による申請件数の計)で除した率(以下「電子申請率」という。)が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」(18年3月、19年3月改定)、「オンライン利用拡大行動計画」(20年9月)等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴庁が運用している前記2システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

(検査の結果)

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴庁が運用している前記2システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る(注1)経費は、表1のとおり計353億6436万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的費用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位:円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
国税電子申告・納税システム (e-Tax)	8,113,926,861	8,581,912,938	8,941,068,873	9,619,557,947	35,256,466,619
国税庁電子開示請求システム	31,052,868	41,589,548	15,662,220	19,593,840	107,898,476
国税庁合計	8,144,979,729	8,623,502,486	8,956,731,093	9,639,151,787	35,364,365,095

そして、これら2システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴庁が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、国税電子申告・納税システム(e-Tax)では電子申請率が向上しているものの、国税庁電子開示請求システムでは電子申請率が10%以下と低迷しており、18年度以降は1%以下と著しく低迷していて、また、年間の電子申請件数も19年度以降は100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位:件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
国税電子申告・納税システム(e-Tax)	38,189,391	189,051	0.4	39,451,963	1,824,131	4.6	43,818,099	9,454,476	21.5	45,265,740	14,906,650	32.9
国税庁電子開示請求システム	81,140	5,920	7.2	145,228	275	0.1	140,974	50	0.0	134,410	61	0.0
国税庁合計	38,270,531	194,971	0.5	39,597,191	1,824,406	4.6	43,959,073	9,454,526	21.5	45,400,150	14,906,711	32.8

貴庁は、国税庁電子開示請求システムの電子申請率の向上を図るため、ホームページ等で利用の周知を図っているものの、保有個人情報の開示請求等の電子申請を行うためには、電子署名による本人確認手続が必要であること、申請者のメリットが少ないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴庁の前記2システムの手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を見ると、表3のとおり、全899手続中、全申請件数が0件のものが120手続(構成比13.3%)、1件以上50件以下のものが374手続(同41.6%)となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が4

94手続（同54.9%）となっている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（19年度）

（単位：件、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上		
注(2) 手続数	120	374	118	124	69	55	21	18	899
	494								
構成比	13.3	41.6	13.1	13.7	7.6	6.1	2.3	2.0	100
	54.9								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、2システムの19年度における電子申請件数計9,454,526件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記899手続のうち、電子申請があったものは230手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の「国税申告手続」の5,076,492件で、全体の53.6%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数9,189,400件が全体の電子申請件数に占める割合は97.1%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（19年度）

（単位：件、%）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の「国税申告手続」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他227手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	c=b/a×100	d	e=d/a×100	f	g=f/a×100
9,454,526	5,076,492	53.6	9,189,400	97.1	265,126	2.8

（注）複数の手続が1件の申請等によって行われている場合は、手続ごとの申請件数が把握できないため、1手続による申請等として集計している。

このように、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、

これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除する^(注3)などしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している国税庁電子開示請求システムは、類型Iに分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は581,620円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷していて、18年度以降は1%以下と著しく低迷しており、かつ、19年度以降の電子申請件数が100件以下となっているシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費1億0789万余円)が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要がある

と認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴庁は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴庁において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムのうち、新型インフルエンザの対応を行っている部局が担当している予防接種・衛生検査等申請システム、輸入食品監視支援システム及び港湾EDIシステムを除いた電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、雇用保険被保険者資格取得届等の1,862手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、19年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

イ 労働保険適用徴収システム

このシステムは、労働保険適用徴収関係手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、概算保険料の延納の申請等の26手続となっている。

ウ 毎月勤労統計調査オンラインシステム

このシステムは、調査票等について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために13年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、毎月勤労統計調査（調査票のオンラインシステムによる提出）等の3手続となっている。

エ 看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム

このシステムは、看護師等養成所の運営報告等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために17年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、保健師、助産師、看護師養成所の定期報告の1手続となっている。

オ 介護福祉士養成施設等事業報告システム

このシステムは、養成施設の事業報告等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために13年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、社会福祉主事指定養成機関等指定規則（平成12年厚生省令第53号）第6条に基づく報告等の2手続となっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施してい

くとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記5システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記5システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る
(注1)
経費は、表1のとおり合計65億7664万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的費用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム	368,683,178	491,391,328	280,135,991	242,211,040	1,382,421,537
労働保険適用徴収システム	1,234,289,356	1,160,111,589	1,173,755,561	1,168,864,797	4,737,021,303
毎月勤労統計調査オンラインシステム	107,159,238	103,505,405	103,505,506	103,043,087	417,213,236
看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム	12,990,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	39,990,000
介護福祉士養成施設等事業報告システム	-	-	-	-	-
厚生労働省合計	1,723,121,772	1,764,008,322	1,566,397,058	1,523,118,924	6,576,646,076

(注) 介護福祉士養成施設等事業報告システムは、独立行政法人福祉医療機構が運用しており、システムの整備・運用等に係る経費は、同機構に交付される運営費交付金の一部であるため、金額から除外している。

そして、これら5システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受け

られた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム及び毎月勤労統計調査オンラインシステムでは電子申請率がいずれも逐年上昇傾向にある。また、看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム及び介護福祉士養成施設等事業報告システムでは電子申請率が100%となっている。

一方、労働保険適用徴収システムでは電子申請率が10%以下と低迷しており、19年度以前は1%以下と著しく低迷している。

表2 電子申請率

(単位:件 %)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム	138,648,867	48,179	0.0	148,312,950	8,447,012	5.6	152,972,194	22,793,040	14.9	203,427,819	27,184,953	13.3
労働保険適用徴収システム	5,181,433	3,779	0.0	5,220,165	21,032	0.4	5,256,518	40,146	0.7	4,943,257	54,282	1.0
毎月勤労統計調査オンラインシステム	377,655	71,294	18.8	391,401	78,348	20.0	304,761	62,557	20.5	407,774	86,940	21.3
看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム	864	864	100	835	835	100	811	811	100	796	796	100
介護福祉士養成施設等事業報告システム	635	635	100	643	643	100	661	661	100	663	663	100
厚生労働省合計	144,209,454	124,751	0.0	153,925,994	8,547,870	5.5	158,534,945	22,897,215	14.4	208,780,309	27,327,634	13.0

(注) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

貴省は、労働保険適用徴収システムの電子申請率の向上を図るため、電子申請・納付を24時間化したり、仕様書等を公開して外部プログラム等との連携による利便性の向上を図ったりしているものの、電子証明書の取得にコストがかかる一方でインセンティブがなく、電子申請に移行するメリットが乏しいことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記5システムの手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全1,834手続中、全申請件数が0件のものが820手続(構成比44.7%)、1件以上50件以

下のものが431手続（同23.5%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が1,251手続（同68.2%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（19年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数								電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	注(1) 把握できないなど	
注(2) 手続数	820	431	73	202	135	83	75	15	1,834
構成比	44.7	23.5	3.9	11.0	7.3	4.5	4.0	0.8	100
	68.2								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、5システムの19年度における電子申請件数計22,897,215件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記1,834手続のうち、電子申請があったものは158手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システムの「年金受給権者現況届」の22,653,001件で、全体の98.9%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数22,733,060件が全体の電子申請件数に占める割合は99.2%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（19年度）

（単位：件、%）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム」の「年金受給権者現況届」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他155手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	c=b/a×100	d	e=d/a×100	f	g=f/a×100
22,897,215	22,653,001	98.9	22,733,060	99.2	164,155	0.7

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限

り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数^(注3)で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率の低迷している労働保険適用徴収システムは、類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は50,089円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費47億3702万余円)が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷しているシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 農林水産省電子申請システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、米穀の輸出入数量の届出等の1,041手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、18年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

イ 植物検疫検査手続電算処理システム

このシステムは、植物検疫に係る申請書の提出等の手続について、申請者が電子

的な申請等を行うために9年度から運用しているもので、20年度からはインターネットを經由した申請が可能となっており、同年度末における処理可能な手続は、輸入植物等の検査の申請等の2手続となっている。

ウ 動物検疫検査手続電算処理システム

このシステムは、動物検疫に係る申請書の提出等の手続について、申請者が電子的な申請等を行うために9年度から運用しているもので、20年度からはインターネットを經由した申請が可能となっており、同年度末における処理可能な手続は、指定検疫物の輸入の届出等の9手続となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記3システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

(検査の結果)

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記3システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る
(注1)
経費は、表1のとおり計25億2548万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
農林水産省電子申請システム	41,580,000	193,882,500	45,339,000	71,269,800	352,071,300
植物検疫検査手続電算処理システム	206,993,815	102,517,047	421,610,544	334,736,162	1,065,857,568
動物検疫検査手続電算処理システム	206,020,149	97,994,928	477,078,739	326,458,298	1,107,552,114
農林水産省合計	454,593,964	394,394,475	944,028,283	732,464,260	2,525,480,982

そして、これら3システムの利用状況等进行检查したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、植物検疫検査手続電算処理システム及び動物検疫検査手続電算処理システムでは電子申請率がいずれも80%以上と高率となっているものの、農林水産省電子申請システムでは電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、また、年間の電子申請件数も100件以下となっている。

表2 電子申請率

(単位：件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
農林水産省電子申請システム	161,995	22	0.0	156,436	28	0.0	182,865	20	0.0	145,865	39	0.0
植物検疫検査手続電算処理システム	330,755	278,378	84.1	316,754	269,340	85.0	299,747	256,302	85.5	283,137	244,115	86.2
動物検疫検査手続電算処理システム	256,424	222,823	86.8	236,402	209,347	88.5	237,637	212,929	89.6	244,641	214,946	87.8
農林水産省合計	749,174	501,223	66.9	709,592	478,715	67.4	720,249	469,251	65.1	673,643	459,100	68.1

貴省は、農林水産省電子申請システムの電子申請率の向上を図るため、電子申請の広報、周知等に取り組んでいるものの、電子証明書の取得のために費用が必要であったり、添付書類が多い手続では書面による申請の方が安価で簡単であると思われるなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記3システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全1,052手続中、全申請件数が0件のものが711手続（構成比67.5%）、1件以上50件以下のものが234手続（同22.2%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が945手続（同89.8%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数							電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	
(注) 手続数	711	234	25	51	23	6	2	1,052
	945							
構成比	67.5	22.2	2.3	4.8	2.1	0.5	0.1	100
	89.8							

(注) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、3システムの20年度における電子申請件数計459,100件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記1,052手続のうち、電子申請があったものは21手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、植物検疫検査手続電算処理システムの「輸入植物等の検査の申請」の240,414件で、全体の52.3%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数443,150件が全体の電子申請件数に占める割合は96.5%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、％）

電子申請件数 a	電子申請件数が最も多い手続 （「植物検疫検査手続電算処理システム」の「輸入植物等の検査の申請」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他18手続	
	電子申請件数 b	左の占める割合 $c = b/a \times 100$	電子申請件数 d	左の占める割合 $e = d/a \times 100$	電子申請件数 f	左の占める割合 $g = f/a \times 100$
459,100	240,414	52.3	443,150	96.5	15,950	3.4

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注2)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム（類型）、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム（類型）及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム（類型）の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除する^(注3)などしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している農林水産省電子申請システムは、類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は295,536円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現され

ないこととなると認められる。

- (注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。
- (注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が100件以下となっているシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費3億5207万余円)が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 経済産業省汎用電子申請システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために13年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、手続の補正の申請等の2,624手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、18年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合されている。

イ 貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）

このシステムは、輸出入者が行う輸出入許可・承認の手続等について、申請者が

インターネットを経由した電子的な申請等を行うために12年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、貨物に係る輸出の許可等の7手続となっている。

ウ 企業活動基本調査オンラインシステム

このシステムは、企業活動の実態を一元的かつ定量的に把握するための調査において、報告者がインターネットを経由した電子的な報告を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、経済産業省企業活動基本調査の1手続となっている。

エ 新世代統計システム

このシステムは、調査対象企業・事業所の生産動態統計調査を始めとする各種の月次統計調査について、報告者がインターネットを経由した電子的な報告を行うために11年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、経済産業省生産動態統計調査等の3手続となっている。

オ 工業標準策定システム

このシステムは、日本工業規格制定等のために原案を作成する団体によるJIS原案の申出の受付等に係る手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために14年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、規格制定等の手続の1手続となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

そして、検査要請に基づいて実施した上記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府

省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記5システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記5システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る
(注1)
経費は、表1のとおり計34億6392万余円となっている。

（注1） 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

（単位：円）

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
経済産業省汎用電子申請システム	107,052,834	206,411,254	85,144,844	76,167,667	474,776,599
貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	401,864,741	210,754,864	191,586,468	168,035,514	972,241,587
企業活動基本調査オンラインシステム	80,954,810	76,740,912	84,593,993	60,362,570	302,652,285
新世代統計システム	226,705,881	223,958,711	227,133,618	228,288,047	906,086,257
工業標準策定システム	167,360,000	165,694,200	276,049,200	199,061,667	808,165,067
経済産業省合計	983,938,266	883,559,941	864,508,123	731,915,465	3,463,921,795

そして、これら5システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにお

ける電子申請率は、表2のとおり、工業標準策定システムでは電子申請率が90%以上と高率で推移しており、また、企業活動基本調査オンラインシステム及び新世代統計システムでは20年度の電子申請率が19.6%及び32.7%となっている。

一方、経済産業省汎用電子申請システム及び貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）では電子申請率が10%以下と低迷している。

表2 電子申請率

(単位：件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
経済産業省汎用電子申請システム	671,851	8,033	1.1	601,960	10,455	1.7	571,563	10,220	1.7	580,231	11,030	1.9
貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）	48,510	4,464	9.2	53,182	4,319	8.1	57,634	4,835	8.3	52,888	4,348	8.2
企業活動基本調査オンラインシステム	41,662	6,300	15.1	41,662	8,400	20.1	45,804	8,800	19.2	45,804	9,000	19.6
新世代統計システム	472,608	128,961	27.2	466,244	143,377	30.7	469,357	148,545	31.6	464,569	152,142	32.7
工業標準策定システム	713	710	99.5	467	464	99.3	404	397	98.2	458	444	96.9
経済産業省合計	1,235,344	148,468	12.0	1,163,515	167,015	14.3	1,144,762	172,797	15.0	1,143,950	176,964	15.4

(注) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

貴省は、経済産業省汎用電子申請システムの電子申請率の向上を図るため、ホームページでの体験版サイトの紹介、申請者等へのアンケート実施等を行っているものの、本人確認のための電子証明書の発行に伴い申請者に費用負担が必要なこと、電子申請に大きなメリットが得られないことなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

また、貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）については、パンフレットの配布、窓口での審査官によるPR、利用状況等のアンケート調査等を行っているものの、一部の審査案件では追加資料の提出が必要であったり、電子化できない提出書類があったり、他省庁の確認書を添付する必要があったりすることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記5システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全2,641手続中、全申請件数が0件のものが1,600手続（構成比60.5%）、1件以上50件以下のものが729手続（同27.6%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続

が2,329手続（同88.1%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

（単位：手続、%）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数								電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上	注(1) 把握できないなど	
注(2) 手続数	1,600	729	68	157	66	16	2	3	2,641
	2,329								
構成比	60.5	27.6	2.5	5.9	2.4	0.6	0.0	0.1	100
	88.1								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計したものである。このうち手続数については、各システムの処理可能な手続数と把握方法が異なる場合がある。

（注2）

また、5システムの20年度における電子申請件数計176,692件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記2,641手続のうち、電子申請があったものは66手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、新世代統計システムの「経済産業省生産動態統計調査」の101,589件で、全体の57.4%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数152,142件が全体の電子申請件数に占める割合は86.1%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、%）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「新世代統計システム」の「経済産業省生産動態統計調査」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他63手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	$c = b/a \times 100$	d	$e = d/a \times 100$	f	$g = f/a \times 100$
176,692	101,589	57.4	152,142	86.1	24,550	13.8

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限

り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(注2) 電子申請件数計176,692件 表2の電子申請件数176,964件から、申請後の審査で不許可等となったものを除いた件数である。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費^(注3)やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム(類型)、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型)及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数^(注4)で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型及び類型を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している経済産業省汎用電子申請システム及び貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)は、類型及び類型に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は、13,664円及び64,500円となっていて、これらシステムの電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注3) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注4) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず

ず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムが2システム（17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費計14億4701万余円）見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、平成13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等（以下「申請等」という。）について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 貴省における電子申請等関係システムの概要

貴省が21年4月時点で運用している電子申請等関係システムは、次のとおりとなっている。

ア 国土交通省オンライン申請システム

このシステムは、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために13年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、小型船舶の操縦免許証の有効期限の更新等の2,304手続となっている。なお、このシステムに係る申請等の手続の窓口は、21年度に、申請者の利便向上を図るため総務省が運用している電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システムに統合される予定となっている。

イ 自動車保有関係手続のワンストップサービス

このシステムは、自動車を保有するために必要な手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために17年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、自動車の新規登録の1手続となっている。

ウ 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）（港湾サブシステム）

このシステムは、港湾管理者等に係る申請等の手続について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うためのもので、11年度から運用していた港湾EDIシステムを、20年10月に、輸出入・港湾関連の情報処理を行っていた輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に統合し、それ以降は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の一部としての港湾サブシステムとなっている。そして、20年度末における処理可能な手続は、入出港届等の2手続となっている。

エ 特殊車両通行許可オンライン申請システム

このシステムは、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく特殊車両通行許可申請について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために15年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、特殊車両通行許可申請の1手続となっている。

オ 道路占用許可電子申請システム

このシステムは、上記道路法に基づく道路占用許可申請について、申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために12年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、道路占用許可申請に係る4手続となっている。

カ 宅建業電子申請システム

このシステムは、宅建業者等の申請者がインターネットを経由した電子的な申請等を行うために19年度から運用しているもので、20年度末における処理可能な手続は、業務を行う場所の届出等の10手続となっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数（電子申請件数と書面による申請件数の計）で除した率（以下「電子申請率」という。）が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経

済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

また、20年10月に、貴職等に対し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示している。

そして、検査要請に基づいて実施した前記の18年の検査以降、IT戦略本部及び各府省等は、電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するため、「オンライン利用促進のための行動計画」（18年3月、19年3月改定）、「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月）等を策定している。

本院は、上記のことなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で貴省が運用している前記6システムのうち、自動車保有関係手続のワンストップサービスを除いた5システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査した。

（検査の結果）

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費と利用状況

貴省が運用している前記5システムの17年度から20年度までの整備・運用等に係る
(注1)
経費は、表1のとおり計55億2611万余円となっている。

(注1) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的费用をあん分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

システム名	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
国土交通省オンライン申請システム	431,711,065	479,313,956	426,903,933	408,031,061	1,745,960,015
輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) (港湾サブシステム)	379,528,320	68,689,005	96,734,610	1,032,950,885	1,577,902,820
特殊車両通行許可オンライン申請システム	684,444,600	426,440,621	338,820,958	295,355,269	1,745,061,448
道路占用許可電子申請システム	97,650,000	83,160,000	82,635,000	82,000,000	345,445,000
宅建業電子申請システム	-	97,440,000	7,747,099	6,557,998	111,745,097
国土交通省合計	1,593,333,985	1,155,043,582	952,841,600	1,824,895,213	5,526,114,380

そして、これら5システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 電子申請率の推移

貴省が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率は、表2のとおり、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) の港湾サブシステム、特殊車両通行許可オンライン申請システム、道路占用許可電子申請システム及び宅建業電子申請システムの4システムでは電子申請率がいずれも逐年向上してきているものの、国土交通省オンライン申請システムでは電子申請率が10%以下と低迷している。

表2 電子申請率

(単位：件、%)

システム名	17年度			18年度			19年度			20年度		
	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率	システムに係る手続の全申請件数	左のうち電子申請件数	電子申請率
国土交通省オンライン申請システム	2,059,200	18,403	0.8	2,036,209	20,752	1.0	1,961,997	25,040	1.2	2,043,143	26,726	1.3
輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) (港湾サブシステム)	-	-	-	1,139,882	216,568	18.9	1,026,134	282,711	27.5	968,133	295,781	30.5
特殊車両通行許可オンライン申請システム	127,000	11,116	8.7	127,000	24,827	19.5	203,497	56,459	27.7	248,170	92,202	37.1
道路占用許可電子申請システム	24,000	7,769	32.3	41,000	6,352	15.4	42,272	15,756	37.2	52,551	32,273	61.4
宅建業電子申請システム	-	-	-	-	-	-	36,684	526	1.4	14,308	1,803	12.6
国土交通省合計	2,210,200	37,288	1.6	3,344,091	268,499	8.0	3,270,584	380,492	11.6	3,326,305	448,785	13.4

(注) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

貴省は、国土交通省オンライン申請システムの電子申請率の向上を図るため、電子申請の広報を行ったり、ヘルプデスクを強化したり、オンライン利活用推進方策検討ワーキンググループを設置するなどしているものの、システムを利用するため

の環境整備や添付書類の電子化等に手間がかかることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

イ 電子申請が可能となった手続の利用状況

オンライン化によって電子申請が可能となった貴省の前記5システムの手続について、20年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況をみると、表3のとおり、全2,321手続中、全申請件数が0件のものが1,054手続（構成比45.4%）、1件以上50件以下のものが689手続（同29.6%）となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が1,743手続（同75.0%）と相当数を占めている。

表3 手続の全申請件数の分布状況（20年度）

（単位：手続、％）

区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数								注(1) 把握できないなど	電子申請が可能となった手続数計
	0件	1件～50件	51件～100件	101件～1,000件	1,001件～10,000件	10,001件～99,999件	10万件以上			
注(2) 手続数	1,054	689	92	284	133	41	4	24	2,321	
構成比	45.4	29.6	3.9	12.2	5.7	1.7	0.1	1.0	100	
	1,743									
	75.0									

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計した。

また、5システムの20年度における電子申請件数計448,785件について、手続ごとの内訳を調査したところ、前記2,321手続のうち、電子申請があったものは165手続にすぎず、これらの中で電子申請件数が最も多いのは、表4のとおり、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の港湾サブシステムの「入出港・係留施設使用許可申請の届出」の264,536件で、全体の58.9%を占めており、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数389,011件が全体の電子申請件数に占める割合は86.6%となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表4 電子申請件数の状況（20年度）

（単位：件、％）

電子申請件数	電子申請件数が最も多い手続 （「輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）（港湾サブシステム）」 の「入出港届・係留施設使用許可申請 の提出」）		電子申請件数の多い上位3手続		その他162手続	
	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合	電子申請件数	左の占める割合
a	b	$c = b/a \times 100$	d	$e = d/a \times 100$	f	$g = f/a \times 100$
448,785	264,536	58.9	389,011	86.6	59,774	13.3

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(2) オンライン申請1件当たりの経費

IT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、経費を比較的容易に把握できるシステム（類型 ）、整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム（類型 ）及び整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム（類型 ）の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。そして、類型 に該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型 及び類型 を合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している国土交通省オンライン申請システムは、類型 に分類されていて、19年度におけるオンライン申請1件当たりの経費は2

7,292円となっていて、電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

- (注2) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。
- (注3) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費17億4596万余円)が見受けられ、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請等に対する国民のニーズの的確な把握や利用拡大への取組が十分でないことなどのほか、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、貴省において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。